

# 愛媛県対新型コロナウイルス防衛戦略 ～愛顔を守ろう！～

## 実施状況と当面の新たな方針

### 「感染第二波への対処戦略」

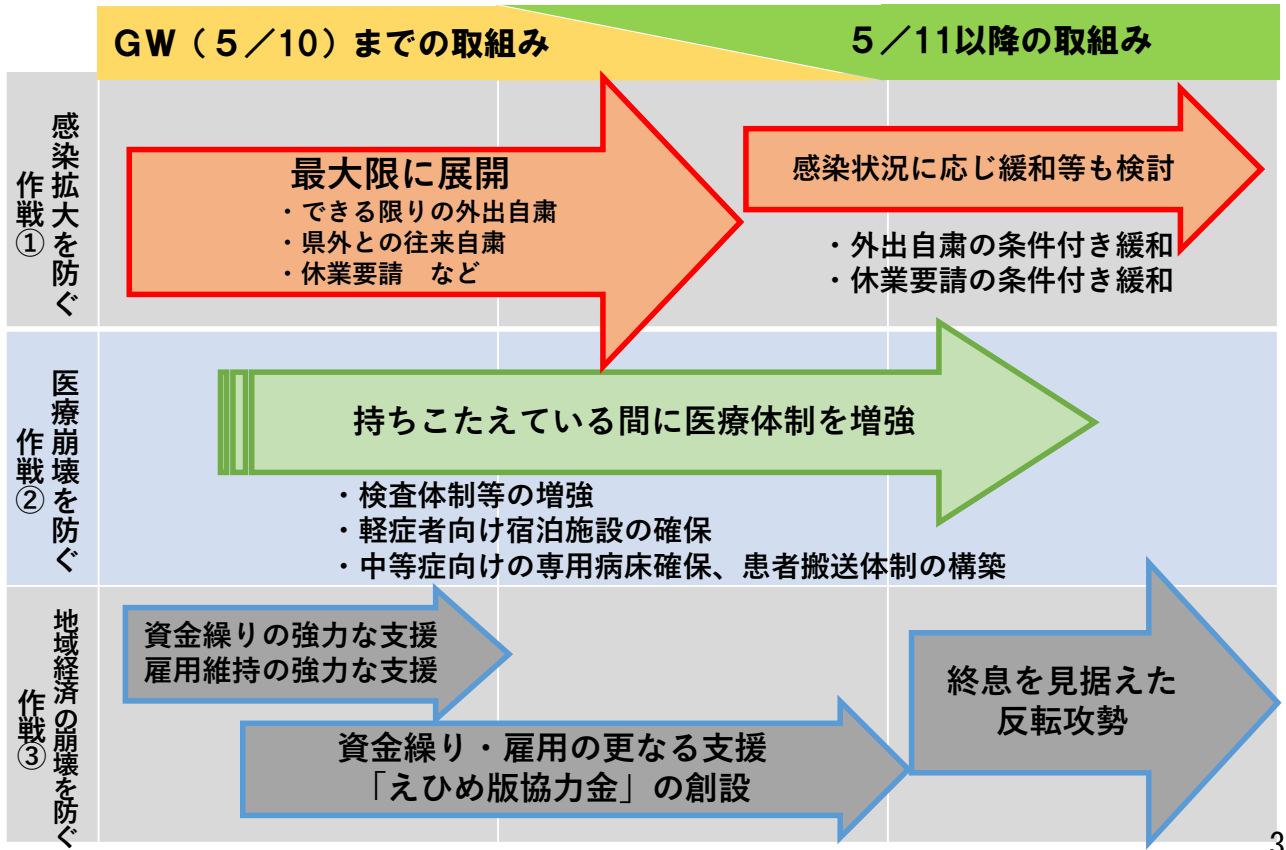
1

## 目次

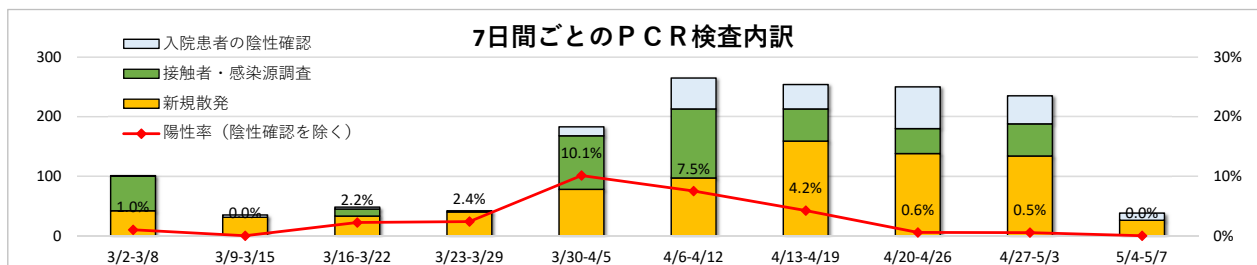
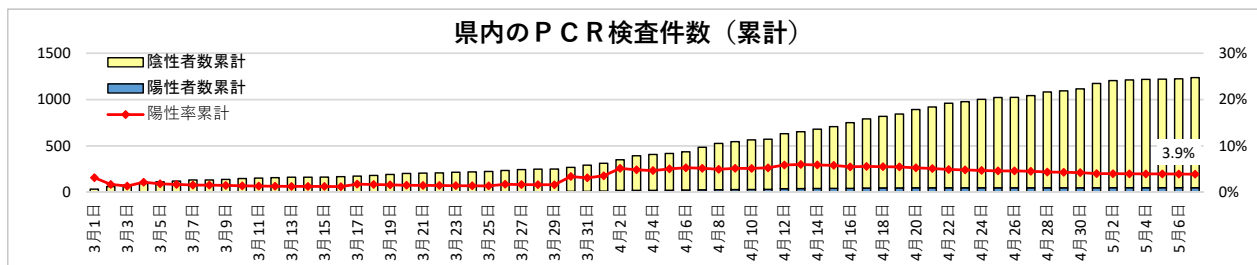
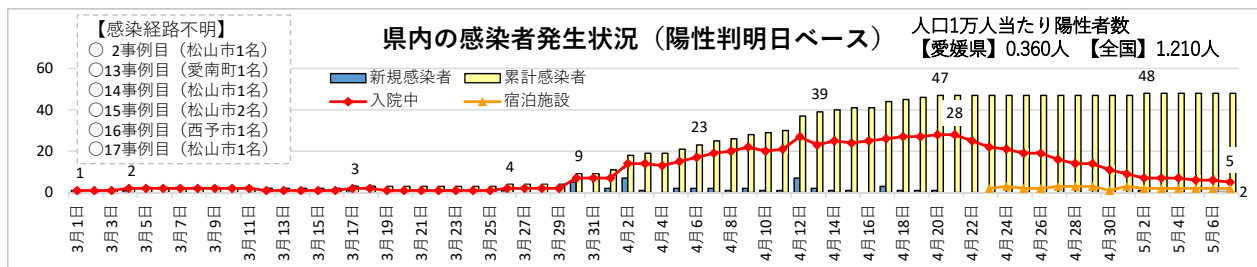
1. 実施状況と当面の新たな作戦のイメージ	3P
2. 本県の状況（感染状況、医療体制の拡充状況等）	4P
3. 戦略の目指す姿（方向性、判断基準等）	8P
4. 5月11日以降の方針	
・経済活動の緩和の方向性	13P
・緊急事態措置（外出自粛、休業要請等）	14P
・感染拡大回避行動（改定）	16P
・えひめ版協力金の対象拡充等	17P
・県立学校の再開	18P
・県管理施設の再開	19P
5. 県民・事業者の皆様への呼びかけ	20P

2

# 実施状況と当面の新たな作戦のイメージ



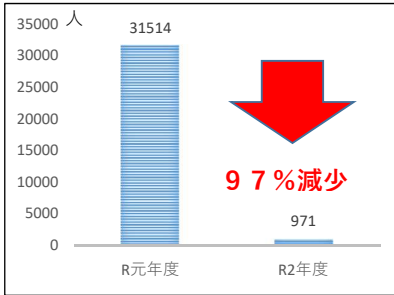
# これまでの感染状況



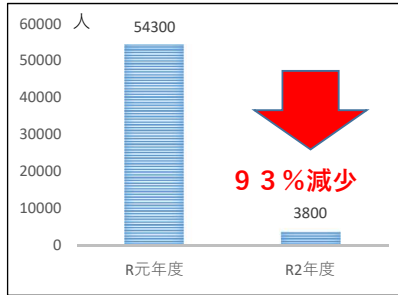
# GW期間中の人の動き

## ■ 県内への流入

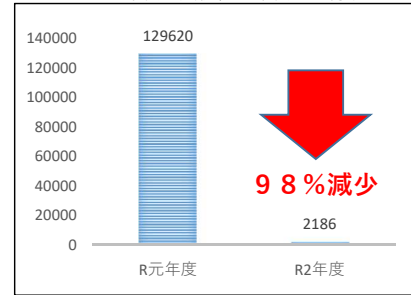
松山空港到着便の乗客 (4/29~5/6)



特急しおかぜ(下り)乗客 (4/24~5/6)

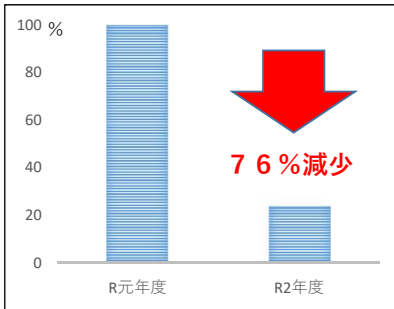


フェリー(旅客)乗客 (4/29~5/6)  
※R1年度は実績、R2年度は予約数

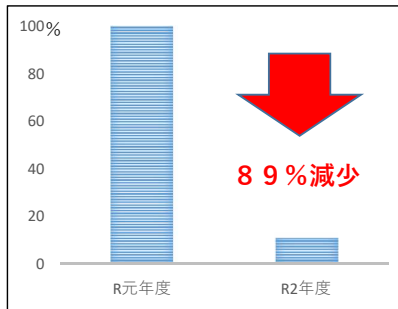


## ■ 県内の主要観光地

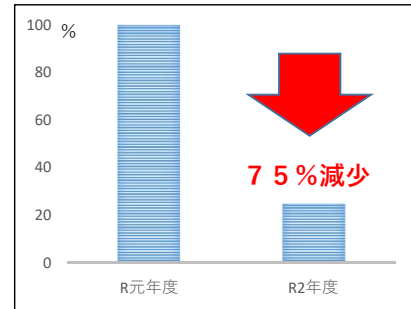
糸山公園 (4/27~5/3)



道後温泉周辺 (4/27~5/3)



八幡浜みなと (4/27~5/3)



(※ KDDI Location Analyzerより、auスマートフォンユーザーのうち個別同意を得たユーザーを対象に、個人を特定できない処理を行って集計した推計値。R1年度は4/29~5/5)

# 医療体制・検査体制の拡充状況

## ○ 保健所の体制強化

- ・ 応援職員の派遣、OB保健師等の雇用による体制増強
- ・ 県、市保健所の連携強化 (リエゾン職員の設置)

## ○ P C R 検査体制の強化

- ・ 県衛生環境研究所での機器増設
- ・ 県衛生環境研究所での検査人員強化 (愛媛大学、松山市からの応援)
- ・ 松山市におけるドライブスルー検査の開始

## ○ 軽症者向け宿泊療養施設の確保

- ・ ホテル「壺湯の守」の協力を得て67室 (100人程度) を確保済み
- ・ 今後、必要があれば更なる拡充 (50室程度) も基本合意済み

## ○ 医療体制の拡充

- ・ 中等症向け重点医療機関 (病棟単位で患者を受け入れる病床) の確保
- ・ 県全域及び東、中、南予の圏域ごとの医療機関の役割分担の構築
- ・ 重症度や各圏域の実情に合わせた患者搬送調整方針の共有

## 各分野の意見等

### ○ 医療関係

- 県内の感染は抑えられた。当面は水際対策が課題
- 宿泊療養施設の設置等により医療機関の負担は軽減
- 気が緩むと一気に感染も拡大する懸念

### ○ 経済関係

- 経済・雇用への深刻な影響を懸念する声
- 一方で、事業活動における感染予防の難しさ、拙速な緩和を不安視

### ○ 教育関係

- 学習の遅れによる影響を懸念。ICT活用による双方向通信環境の整備が急務
- 学校での感染を心配する声は根強いが、分散登校などによる段階的再開は必要

### ○ その他

- 高齢者の健康や社会活動の自粛による弱い立場の方々への支援が懸念

7

## 当面の目指す姿

### ○ 「出口戦略」の先にあるもの

- 市中感染が疑われる事例も発生したが、それらも含めて抑え込みができています。
- 2週間以上新たな感染事例は発生しておらず、GW期間中も人出は大幅に縮小。
- 愛媛県内に限って言えば、すでに「出口」に達しつつある。



### ○ 感染第二波を警戒し、対処する戦略こそが求められる

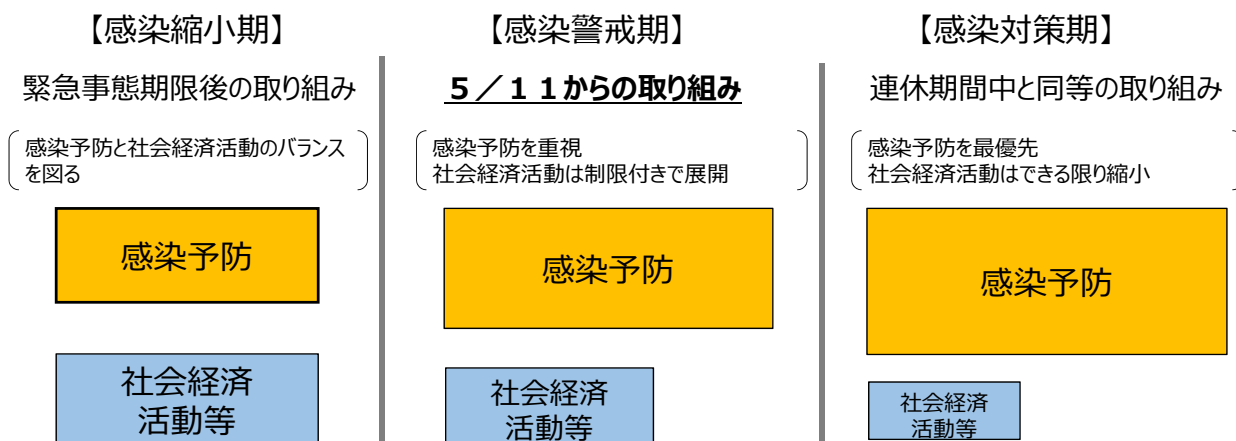
- 今後新たな感染が発生しても、感染を抑え込んだ経験と実績がある。国の基準よりも幅広いPCR検査と事例ごとの封じ込めを着実にやっていく。
- 検査体制、医療体制も拡充が進行中。すぐに医療資源が枯渇する状況は避けられる。社会経済への深刻な影響が懸念されるため、感染に注意を払いながら様々な活動を再開していく必要がある。
- 一方、全国的には抑え込みは完了しておらず、県内での大幅な感染拡大へも警戒を怠ってはならない。

8

# 感染予防と社会経済活動のバランス

## ○ 感染状況等に応じて警戒レベルを設定

- 感染予防と社会経済活動等のバランス・力点の置き方は、状況に応じ変化が必要。
- 判断のもとになる指標をもとに、3つの警戒レベル（縮小期・警戒期・対策期）を設定。  
**5月11日以降は「感染警戒期」とする。**
- 警戒レベルが上がった際は、必ずしも県下一律ではなく、感染状況に応じて、市町やエリア単位での対応も行う。



9

## 判断の指標

### ① 感染経路不明な感染者の発生状況

- 感染源が特定でき、囲い込みができていない状況では、出来る限り社会経済活動を維持
- 市中感染の状況に応じて警戒レベルを上げる必要も

### ② PCR検査における陽性判定率

- 陽性判定率が上がれば爆発的拡大（オーバーシュート）に至る懸念
- クラスター対策で一斉に検査を実施することも考えられ、他の指標とあわせた判断が必要

### ③ 病床の利用状況等

- 医療崩壊を起こさないため、発生患者数以上の病床を先回りして確保することが重要
- 感染者の状況（基礎疾患の有無、年齢などの属性）により現場の負担は大きく異なる。現場とコミュニケーションを図り状況を聴取。

### ④ 全国的な感染状況、近隣地域の発生状況

- 愛媛県は落ち着いていても、大都市や近隣地域で感染が拡大していた場合、警戒レベルを上げる必要が生じる可能性

10

## 移行等の判断基準

- 以下の場合、「感染警戒期」から「感染対策期」「感染縮小期」へ移行。それ以外でも指標を総合的に考慮し、移行の判断を検討。

### 「感染警戒期」から「感染対策期」への移行

- 以下の4つの指標のうち、2つの指標が当てはまれば「感染対策期」へ移行

- 連続する2週間で、同一市町内、感染経路不明な感染者が4事例発生  
※ 感染経路不明は6事例（松山市4事例、西予市1事例、愛南町1事例）
- 1週間のPCR検査における陽性判定率10%超  
※ これまでの累計3.9%（ピーク時は10.1%（3/30～4/5））
- 感染症指定医療機関等への入院患者数おおむね30人以上の状況が2日継続  
※ これまでの最多は1日28人の入院患者が発生（4/20、4/21）
- 近隣県が「特定警戒都道府県」に指定

### 「感染警戒期」から「感染縮小期」への移行

- 以下の3つの指標をすべて満たせば「感染縮小期」へ移行

- 2週間、新たな感染事例の発生なし
- 感染症指定医療機関等への入院患者数おおむね10人未満
- 愛媛県が緊急事態宣言の対象区域から除外

11

## 段階に応じた要請の主な内容

要請対象	縮小期	警戒期	対策期
県民の行動要請	外出自粛は要請しない	県外や3密の場への外出自粛	外出自粛（県外・県内問わず）
イベント等の開催目安	感染予防対策を徹底のうえで実施	当面、50人以内まで	人が集まることは推奨しない
事業者	県外の出張自粛は要請しないが、感染予防対策を徹底	感染拡大地域への出張の自粛	原則、県外への出張の自粛
休業要請	感染状況に応じて検討	条件を付して休業要請を緩和	業種を特定して休業要請
学校	開校・部活動も実施	開校するが授業内容や部活動等の制限	休業
県管理施設	感染予防対策を徹底のうえで開館	一定の条件のもとで開館	原則閉館
高齢者施設・医療機関等への面会等	感染防止対策を徹底のうえで面会可	自粛を要請	原則禁止

12

## 5 / 1 1 以降の社会経済活動の緩和

感染予防対策を講じながら事業活動を実施できるよう緩和を行う。特に、感染者が発生しても、「大規模なクラスターを発生させない」「関係者の早期の囲い込みができる」ことが重要。

### ○ イベント等の実施の緩和

- ・ 全国的な大規模イベント、小規模でも全国から人を集めるイベントは引き続き自粛
- ・ 50人以内までの規模のイベントは自粛を要請しない  
(ただし、感染拡大防止対策は徹底のうえ実施)

### ○ 休業要請の緩和

- ・ 遊興施設、遊技施設への休業要請は引き続き行う
- ・ ただし、感染予防対策を講じる場合は対象外とする（休業を要請しない）

### ○ 県管理施設の再開

- ・ 原則、全施設を再開
- ・ ただし、3密対策の徹底、イベントは50人以内までのものに限り許可

13

## 緊急事態措置の内容

### ○ 特措法に基づく要請内容（5月11日～5月31日まで）

対象	要請内容	根拠
県民の行動要請	・ 都道府県をまたぐ移動、特に感染拡大地域（特定警戒都道府県）への外出は自粛 ・ 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛	第24条第9項
遊興・遊技施設 ※休業要請	・ 基本的に休業要請を延長 ・ ただし感染防止対策を講じる場合は対象外	第24条第9項
集客施設	・ 観光施設等の集客施設に人が集中する恐れがある場合の入場者の制限	第24条第9項
商店街・スーパーマーケット等	・ 入場制限、一方通行の誘導、入店・会計時の行列整理、共用部の消毒等	第24条第9項
イベント等	・ 全国的かつ大規模イベント等の開催の中止又は延期等の慎重な対応 ・ 50人以内のイベント等は感染予防対策のうえで実施可	第24条第9項

※飲食店をはじめ、劇場や映画館、スポーツ施設など、遊興・遊技施設以外の施設については、これまでと同様、休業要請の対象外。（営業時間の短縮要請もしない）

※また、飲食店をはじめとするこれらの施設は、県民の外出自粛の対象外。感染拡大回避行動に気を付けながらご利用をお願いしたい。

14

## 休業要請の緩和（感染防止3要件）

### ○ ウイルスを持ち込まない

〔利用客〕

- ・ 県外客や、発熱や咳、咽頭痛などの症状のある方の利用自粛を求める。

〔従業員〕

- ・ 発熱や咳、咽頭痛などの症状のある従業員は休暇を取得させる。
- ・ 感染拡大地域との往来がある場合、帰県後2週間は自宅等で待機させる。

### ○ ウイルスを広げない

感染者が発生した場合に備えて、

- ・ 利用者の連絡先を把握する。
- ・ 又は、不特定多数のクラスター発生の懸念がある場合、店名等を公表（自発的又は県から）し、利用者へ保健所・コールセンターへの連絡を呼びかける。

### ○ 「3密」を回避する

- ・ 「3密」回避策（施設的环境整備、来客数の制限等の措置、利用者への協力要請、従業員の感染予防対策など）を講じる。

※上記3要件を実施していることを店舗に掲示する。

15

## 感染拡大回避行動（改定）

### ○ **うつらないよう自己防衛！**

- ・ こまめな手洗いや定期的な換気
- ・ 十分な栄養と休養で健康管理 など

### ○ **うつさないよう周りに配慮！**

- ・ 体調不良のときは、まずは自宅療養
- ・ 他人と接するときは、距離をとる など

### ○ **県外の外出自粛と3密回避！**

- ・ 感染拡大地域（特定警戒都道府県）や  
繁華街の接待を伴う飲食店等は特に注意 など

※感染予防と社会経済活動のどちらに重点を置くかは、状況に応じて適応

16



## 「えひめ版協力金」の対象拡充等

都道府県をまたいだ移動の自粛と3密回避をしっかりと行うため、パッケージメニューの一部の期間延長と対象拡大を実施。

### ○ 対象期間の延長

次の3つの協力金の対象期間を5月31日まで延長。

- ・ 3密を避ける取り組みを行う飲食店や小売店への協力金
- ・ 県外客の宿泊予約の延期等を行った事業者への協力金
- ・ 商店街でグループを組んでローテーション営業を行う事業者への協力金

### ○ 対象事業者の拡大

- ・ 全国チェーン店のうち、本部から独立して経営しているフランチャイズ店について、経営体力等を踏まえ、事業対象。

17

## 県立学校の再開

### 学校教育活動の段階的再開

5月11日（月）から「学年別分散登校」を開始。

5月25日（月）から県内一斉に全校での完全再開を目指す。

※今後の県内感染状況に応じ、地域ごと、学校ごとに判断のうえ、再開時期の見直しや休業措置などの対応を行うことがある。

#### (1) 学年別分散登校の実施

- 登校日は学年単位で2グループに分け、1教室当たり20人以下となるよう調整
- 午前と午後の時間差で登校（昼食は取らない。同日に2つの学年が登校）
- 午前・午後それぞれ3コマの講座を設定（最終学年を優先）

#### (2) ICTを活用した双方向通信環境の整備

【環境整備】（11日から早期実施）

- ICT端末機を所持していない生徒への端末機貸与
- 通信環境が不十分な生徒に対し、Wi-Fi環境が整った教室を開放

【学習内容の充実】

- 学習支援アプリ等導入校の拡充
- テレビ会議システム等を活用した遠隔授業の試行
- 学習サポート動画の拡充（新入生対象から、全学年対象に拡充）
- 教科別支援チームによる教材拡充と共有サイトの新設

18

# 県管理施設の再開

細心の注意を払いながら、県民のスポーツ・文化・教養に親しむ機会を確保して、健康を維持し、メンタルヘルスの向上を図る。

## ○ 原則、全施設を再開

- ・ 感染拡大防止対策の更なる徹底  
→ 3密の回避、体調不良の方の不参加 等
- ・ 50人以内までのイベントを許可
- ・ 全国的な大規模イベント、小規模でも全国から人を集めるイベントは不許可
- ・ 集客施設※では、ポスターや県・施設HP等で特定警戒都道府県から帰県・来県した者に入館等の自粛を要請  
※ とべ動物園、えひめこどもの城、県美術館、観光物産館、県営野営場 等
- ・ 宿泊施設※については、県外客の利用自粛を要請  
※ 障がい者更生センター、ファミリーハウスあい、にぎたつ会館

## ○ 相談業務の継続実施

- ・ 県管理施設での各種相談業務※は引き続き実施  
※ 児童虐待やDV、若年者の就職、職業訓練、経営支援 等

19

# 県民・事業者の皆様への呼びかけ

サービスを提供する事業者の方々と、サービスを利用する県民の方々のどちらも気をつけることが不可欠です。どちらかだけでは成り立ちません。

## ○ 県民の皆様へ

- ・ 感染拡大回避行動を徹底しながら、外出等を楽しみましょう。
- ・ 引き続き、感染拡大地域の訪問や繁華街の接待を伴う飲食店等のご利用はお控えください。
- ・ 医療や介護・福祉をはじめ、公共交通や物流、スーパーや小売、清掃など、感染リスクに直面しながら地域の生活基盤を支える方々の献身的な取組みに感謝とエールを送りましょう。地域社会が心温まる場であることを信じています。

## ○ 事業者の皆様へ

- ・ 県民の皆様が安心して施設・サービスを利用できるよう、3密回避等の感染予防対策の徹底をお願いします。
- ・ テレワークや時差出勤等を導入し、安心して働ける職場環境を作りましょう。
- ・ 本県独自の協力金制度が、新たな事業展開つながることを願っております。

20